

## 総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年12月12日（火）午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	今吉 直樹 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	阿多 己清 君	委員	仮屋 国治 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	野村 和人 君	委員外議員	藤田 直仁 君
委員外議員	宮田 竜二 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	小倉 正実 君	総務課長	野崎 勇一 君
総務課主幹	豊田 理津子 君	総務課主幹	安楽 尚子 君
総務課主査	生野 卓也 君	税務課長	岩元 勝幸 君
税務課主幹	木藤 正彦 君	税務課サブリーダー	袴 貴子 君
市民環境部長	有満 孝二 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	末松 正純 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループリーダー	金丸 哲朗 君
環境衛生課主幹	白鳥 竜也 君		

6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

中川 一江 君 鴨野 元一 君 山口 京子 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第80号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

議案第81号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第82号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第89号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第91号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

陳情第10号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

○委員長（今吉直樹君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月5日の本会議で、当委員会に付託されました議案5件、陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時01分」

「再開 午前10時02分」

### △ 陳情第10号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

#### ○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第10号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について、審査に入ります。本日は陳情の説明者として、中川一江様、鴨野元様、山口京子様が出席されております。出席者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、説明者の方から、陳情の内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長、私の許可を得てから、起立して御発言をお願いします。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、説明者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、説明者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

#### ○陳情者（中川一江君）

霧島市に住んでおります中川一江と申します。本日は、総務環境常任委員会の場で、本陳情を審査して下さることに心から感謝申し上げます。このような場合は、70年以上の人生の中で、初めての経験ですので、とても緊張しております。不慣れではございますが、陳情書と添付資料に沿って説明させていただきます。陳情項目が三つあります。ですが、1番強調したい3番目から、趣旨と理由をお話いたします。こちらの項目は、議員による政党機関紙勧誘に当たって、職員の側が、購読の強要を感じた。面と向かって勧誘され、断れないので、仕方なく購読したといったような、心理的圧力が今後起こらないようにするためのアンケート調査のお願いです。このたびの陳情書の添付資料として、討議資料1、政党機関紙勧誘について、職員アンケートを実施した結果事例を添付しております。御手元にございますでしょうか。2ページにわたり、10自治体で、心理的圧力を感じた職員の割合が掲載されています。特にこちらの添付資料を御覧いただけますでしょうか。これは、9月25日に朝日新聞が報道しました千葉県長生村における議員から職員へのハラスメントのアンケート結果です。長生村では、議員が職員に暴行してけがをさせる事件が発生しました。もしかしただけでなく、ハラスメントがあるのではないかと村議会が危機感を持ち、職員にアンケートを実施したのです。このアンケートの結果、新たに明らかになったこと、それは上位4番目にあります。政党機関紙の勧誘、購読の強要の実態でした。その数は「食事、酒を強要される」「理不尽な罵倒を受ける」の約2倍もの数です。多くの職員が政党機関紙を断れない、強要されていると感じていました。だからといって、行政や上司に相談したかという、相談できなかったというのです。購読にストレスを感じるが、我慢すれば済むことと諦めている現状があります。また、仕返しを恐れて相談さえできない職員が多数いらっしゃるのです。このアンケートも、実施したのは村議会であり、実行委員長の関克也議員は、共産党の議員でした。議員自身も勧誘の事実をよく知っているのだと思いますが、ハラスメントをしているという認識がなかったのだと思います。議員は、朝日新聞のインタビューに、思ったよりも多かったと答えています。ハラスメントは加害者と被害者がいます。そして、基本的には、ハラスメントする側は、自覚がないことが多いでしょう。ですから、本陳情書には、ハラスメント問題の解決の大原則に従って、職員に寄り添って、調査・確認してくださいとしています。また、ハラスメント対策は、起きてから対応するのではなくて、起きない仕組みづくりが大変重要なのは言うまでもありません。議員が、職員に政党機関紙を庁舎内で勧誘するというのは、御手元の全国の調査結果を見ても、ハラスメントにつながる可能性が極めて高い現実があります。庁舎内勧誘で全国平均して、およそ職員の2人に1人。少ない自治体でも3人に1人がハラスメントを感じていると答えています。この現実から目をそらさず、議会と行政で真

撃に向き合っていたいただきたいと思います。ぜひ、他自治体で行われているような実態調査のアンケート実施をお願いいたします。また、陳情2番目に書かせてもらったのは、庁舎内の政治的中立性の問題です。庁舎内での勧誘・講読・集金は、市民の目から見れば、政治的中立性に疑念を感じるのは当然のことなので、職員に対し、市民に政治的中立性への誤解を招く懸念があるので、個人的に購読した人は、庁舎内では控えてくださいという案内をしてもらったら、本当にとりたい人、政党を応援したい方は、ホームページから申し込んで、自宅で購読されるでしょう。他自治体の行政対応の事例を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。そして、最後の1番目についてです。霧島市においても、庁舎管理規程により、庁舎内の物品販売、営業行為、勧誘行為は、禁止事項であり、営業するには許可申請事項ではないでしょうか。政治活動の自由は主張していただいて良いのですが、庁舎内では、営業活動が禁止され、営業活動をするには、申請が必要なのは当然です。横浜市などが、そのことを明確に表現されていますので、御参照ください。最後に、個人的なことで恐縮ですが、初めに申し上げたように、私も来年は年女で、この年になりますと願うことは、子どもたちや、孫、そして、未来を生きる若者たちの幸せだけです。少しでも、よい世の中を残してやりたい。しかし、世界に目を向ければ、ウクライナや中東をはじめ、至るところで、いまだに紛争が続き、そしていつ日本が巻き込まれないとも限りません。これからどんな世の中になっていくのか。果たして、平和で幸福に暮らせる社会はいつ来るのだろうか、本当に考えてしまいます。でも、こんな年寄りに何ができるのか。大きなことは無理でも、身近なことで、何かできないかと思っておりましたとき、この陳情のことを耳にして、驚きました。実は2年前、自治会の会長として、度々市役所に足を運びまして、いろいろお世話になりました。ありがとうございます。ですから、霧島市民のために汗して働いてくださっている職員の方々が実はこのような議員からのハラスメントを受けていたということが間違ってもあってはならない。解決すべき問題だと思ひまして、一介の主婦にすぎませんが、微力だけど、無力ではないはずと陳情に至った次第です。どうぞ職員、市民目線で、誠実な御審議をお願いいたします。繰り返しになりますが、まずは実態調査をお願いしたいと思います。御清聴いただきありがとうございます。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま、陳情の説明が終わりました。これより陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

御説明ありがとうございます。霧島市以外の自治体のいろいろなアンケート結果等の資料がついておりますけども、陳情をするに当たって、実際霧島市職員とか、そういった職員から御相談を受けたとか、上げるに当たっての自分たちのエピソードがありますか。あれば、教えてください。

○説明者（鴨野元一君）

このたび、中川さんに、陳情のお話をした鴨野と申します。私も、今年の初めですか、似たような、政党機関紙の問題を陳情いたしましたときに、ちょっと名前は、控えさせていただきますが、ある市議の方から直接御連絡を頂きまして、そうなんだよと。もう何度も何度もしつこく勧誘を受けているんだと。私も同感しますと、そういうお電話を直接いただきました。ほかの市議の方からもそういう御相談を、受けました。直接お話も聞いて、大変なんだよという事実もお伺いいたしました。私の兄が、東京におられますけれども、フリーのジャーナリストをしまして、全国のそういう状況を、非常によく情報をつかんでおりまして、その話を聞いて、私も、鹿児島に住む者として、よりよい鹿児島の皆さんの生活をとら思ひまして、このような陳情をお願いした次第です。

○委員（前川原正人君）

陳情項目、三つあるわけですが、いわゆる、日本の政治っていうのは、政党政治なわけですよ。選挙をやって、一つの政党がたくさん数をとれば、その政党が政治を運営する。あるいはまた、連立内閣とかいう形でやるわけですが、その中で、役所の職員が政党機関紙を見て、やはり政策的に自分の町で生かすっていうことだって十分あり得る話なわけですよ。そして、それは、与

党、野党問わず、いろんな考え方、いろんな政策、霧島市にとって1番よい政策は何なのかということで日々研さんをされていらっしゃるんですけど、そういう角度から見たときに、やはりそれでも政党機関紙を、庁舎内で読んだら駄目だという、そういうことで理解をしてよろしいですか。

○説明者（山口京子君）

政治はあくまでも中立性でなければいけないというふうに、1人の主婦として感じます。政党的機関誌を読むのは、もちろんそれはその機関誌を通して御理解いただきたい政党様のリクエストはあると思いますが、それは何もこういう公共の場で読まなくても、家庭でもどこでも読めるものであり、強調するべきものでもなく、政党機関紙、もろもろのものがあるわけですけども、一つの党の機関誌に対して、多くの状況を聞いておまして、あくまでもこういう公共の場、今私職員の方に聞いたんですけど、どれだけの職員様が、ここで働いておられますかと聞いたら、1,000名以上だとおっしゃいました。それだけの、この組織として動いている市長様のもとで動いておられる機関、そこはあくまでも中立性を持って判断できる環境をつくっていただいたら、市民としても安心であると感じます。

○委員（前川原正人君）

今の中立性という点では、政党に対して、議員に対して中立ではなくて、役所の職員が、地方公務員法でもありますように、一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であると。これは法律に明確に定めてあるわけです。政治的中立に反するというふうにおっしゃられたけれども、この行政の中立性というのは、住民に対して公正中立の立場で行政に携わることであって、議員ってというのは、定数26に対して25名の今、議員が議会の中だったり、地域だったり、いろんなところで活動してるわけですよ。例えば小さいことを言いますと、側溝の問題だったりとか、道路の問題だったりとか、そういうのを所管のところに行って、こういうのはどうかなりませんかというのは、議員は自分たちの職場なわけですよ。そういう点では、だってその身分は特別公務員になっているんです。だから総合支所、本庁ありますけれど、ここに自由にやっぱり行くわけですよ。行って、住民の皆さん方に対して、何とかありませんかっていうことで御相談をして、その解決のために、一緒に知恵を出しながら、力を出しながら、その解決のために頑張っていくっていうのが、私は議員の立場だと思うんです。ですから、中立性という点では、政党がどうこうではなくて、職員が住民に対して中立でなければならぬ。この人は好きだから、やってあげるとか、嫌いだからしないよとか、そういうことの中立性であって、政党機関紙がどうこうというのは、読む読まないは、先ほどおっしゃられたように、個人の判断ですので、それを何で読まないんですかっていうこと自体もおかしい話です。だからそれはちょっと違うと私は思っています。

○説明者（鴨野元一君）

本陳情は、政治の自由というものがもちろん保障されていますので、議員の先生のふだんの政治活動、それを制限したり、抑制する陳情ではございません。政党機関紙が庁舎内で、無許可の中で、勧誘、これは営業っていう形になりますけれども、勧誘、集金、配達が行われていることは、庁舎の規則に違反するのではないかとということで、それが、慣例に従って、仕方ないねという形で、行われていれば、きちっと営業許可をとって行ってくださいという陳情でありますので、政治活動を云々する話ではないんです。もう一つは勧誘に当たって、やっぱり何か立場を使ったパワハラ的な、そういうものを感じていないかどうかっていうことが、本陳情のもっともお願いするところでありまして、なかなか声に出しにくい、相談しにくいという問題を解決するために、きちっとアンケートをとっていただいて、そして職員の皆様の生の声、その実態を、本当に把握していただければ、本当にうれしい限りです。何の問題もなく、皆さんが明るく、伸び伸びと、本当に職員の仕事がされていればいいんですけども、そういう機関誌が庁舎内で、そういう特別なものになっていることが問題でありまして、そういう場合はインターネットとか、あるいは御自宅に持って行って、集金するとか、そういうふうにしていただきたいということで、庁舎内っていうのはやっぱりお仕事をされる、公僕としての、本当に公的な場でありまして、市民の目から疑惑がないように、そ

ういう政党機関紙における問題を審議していただきたいということでもあります。

○委員（前川原正人君）

そういう点では、確かにものは違うかもしれませんが、この庁舎が平成9年にできたわけですよ。それ以前から旧国分の庁舎そして1市6町の庁舎があって、その中には、ヤクルトの販売をされたり、政党機関紙とは全く違いますけれど、実際、中まで入って集金をしたり、そういうことをやられている営業活動もされているわけですよ。今個人情報保護がありますので、そこは一応許可をいただいて、そして入るといっても確かにあるんですけど、なぜ今、政党機関紙をそこまで問題にするのかちょっと私はよく分からない部分があるんですけど、その辺についてはどうなんですか。

○説明者（鴨野元一様）

この問題は私も聞きまして、それが最近起こっている問題ではなくて、直接、議員の先生からも聞きましたが、本当に以前から、10年、もう20年ぐらい前から、こういう勧誘問題が実はあったんだよということで、それが見て見ぬふりをするといいましようか、なかなか声に出しにくいということで、余り問題にならなかったですけど、しかし、一部のメディアとか、そういうところが取り上げて、これはいかがなものかということで、きちっと法律にのっとった勧誘行為なのか、また、勧誘を受けた人が本当に喜んで、そして本当にこう意欲的に購読しているのか、その疑問がやっぱり出てきまして、やっぱり今は人権とか、パワハラ、セクハラ、本当に厳しい時代になってきています。いい意味において、時代が変わってきて一人一人の人権を本当に大事にしていく時代になりましたので、この政党機関紙の勧誘という問題も、庁舎内で、本当に、正しく、また、職員の方が本当に生き生きと、それを講読しながら、またそれを参考にされているのか、個人的なものは全然否定するわけではないんですけど、その販売の在り方を調査していただければということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、今年の3月でしたか、今先ほどおっしゃられたあかあか鴨野さんが、これはもう、市議会のほうでは、霧島市のほうでは、いわゆる、文書配付になって、その添付資料の中に、世界日報という資料が、一緒に添付されておりました。世界日報というのは、これは、いわゆる統一教会、今名前が変わりまして、世界平和統一家庭連合が出した新聞なわけですが、機関誌なわけですけど、そういう方との関連のある、そういう方たちなのかなというような気もしたんですけど、その辺はついてはどうなんですか。

○説明者（鴨野元一君）

今回は、職員の方々の本当に住みよい、そして、本当に伸び伸びと、明るく職場において、お仕事をされているのかどうか。その調査、陳情のお願いでありまして、また、使った資料は公的な、そういう一般紙でありますので、特に、そういうところは問題ないと承知しております。

○委員（前川原正人君）

こういう一緒に添付資料が、あわせて出てくると、やはりそういう団体なのかなと、別にそれはもう思想信条の自由ですので、それは大いに構いませんけれど、しかし今現在は解散命令が出されているわけですよ。余りにも反社会的集団ということで、靈感商法だったり、安倍首相が襲撃されたりとか、そういう中で、どんどんどんどん今までのいろんなことがたくさん出てくるような状況があるわけですけど、そういう団体との兼ね合いもあるのかもしれないという、そのような観点から、お聞きをしたところでした。

○委員長（今吉直樹君）

前川原、本陳情の添付資料の話になっていますか。今のは。

○委員（前川原正人君）

同じ名前ですもんね、出された方もね。一緒に出されていますもんね。

○委員長（今吉直樹君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時28分」

---

「再開 午前10時29分」

再開します。

○委員（前川原正人君）

私たちは、霧島民報ということで、毎週、議会報告という形で発行しております。チラシです。B4の議会報告という形で、職員の皆様にお配りをしたりとか、私、日本共産党の議員をやらせていただいていますけれど、今まで、1度も私たちが執拗に何で読まないんですかなんてそんなことも言わないですけれど、やはり先ほど最初に申し上げましたとおり、日本の政治っていうのは、政党政治ですので、いろんな考え方、いろんな政策、プラスがあったりマイナスがあったりするんですけど、そういうのを職員の皆さん方と一緒に共有しながら、そしてよりよい方向で霧島市をつくっていくと。なので、そのハラスメントがあるというふうには私は意識していないところでございます。逆にこんなこともありました。自宅に配ってもいいですかという話をする、いいえ、役所ですと。役所ではほかの新聞も一緒に勉強をしますので、役所に配ってください。そういうことだって実際あり得るわけですよ。だからそれを画的にやってしまうと。それこそ、思想信条の自由だったり、様々な憲法上の個人の権利の問題とか出てきますので、我々が執拗に、そういうことをしたこともないですし、やはりお願いはしますけれど、ただ、無理にとは絶対に100%以上、そういうことはないということを申し添えておきたいと思います。ただ、1番大事なことは、先ほども言いましたように、何回も言いますが、日本の政治は政党政治です。日本の政治の中で、いろんな政党が、けんけんがくがくやってその中で、いろんな政策を議論し、そしてそれを霧島市に反映させていくという、そういう側面を持っていることも御承知おきをいただければと思います。

○委員長（今吉直樹君）

今のは質疑でよろしいですか。[「はい」という声あり]

○説明者（鴨野元一君）

何度も言いますが、政治の自由が保障された日本でありますので、様々な政党の政治活動を制限する陳情ではございません。その機関紙が、庁舎内という公的な職員の職場において、どのように勧誘、集金、講読がなされているのか、きちっと法律にのっとった、その内容なのか。そして、職員の方々が、それを購読されるときに、あるいは勧誘を受けたときに、本当に心理的な圧力とか、そういうものを感じないのかどうか、そこを審議し、調査していただきたいと、そこが問題なければ、それは全然問題ないことで、すばらしい、職場環境だということで、私たちが安心できます。何度も言いますが、政治の活動を制限する陳情ではございませんので、よろしく願いいたします。

○委員（植山太介君）

1番最初のほうなんですけど、竹下委員が、鴨野さんに実例はあるかと問うたと思うんですけども、名前は伏せるけど、市議からそのような話があると、連絡があったと。市議というのは霧島市議会議員という認識でよろしいでしょうか。

○説明者（鴨野元一君）

私がやった調査は、44自治体全てに調査をお願いいたしました。その中で現職市議の先生からの連絡を受けたものでありまして、霧島市ではございません。ほかの市議会です。

○委員（植山太介君）

もう一つ確認をさせてほしいんですけど今回の陳情の内容が市職員に対してのということでありました。具体的に市職員の方から上がってきた霧島市の中での具体的な事例というのがおありでしたらぜひお聞かせいただきたいと思うところです。なければないで、結構です。

○説明者（鴨野元一君）

私は直接、職員、霧島市の職員からのお話を受けたことはございません。

○委員（川窪幸治君）

関連になりますけども、最初の説明のときに言われましたこの陳情項目の3項目目の、職員に寄り添って調査確認をするようにという、ここが1番だというような、実態調査のアンケートをお願いしたいというところが出ていましたけれども、これが1番というふうに認識をしてもよろしいでしょうか。

○陳情者（中川一江君）

はい、そのとおりです。それが1番のお願いなので、最初に申し上げ説明させていただきました。何もなければいいんですけれども、やっぱりほかのところも、蓋をあけてみたらっていう、ほかの自治体も、そういうのがあるわけですから、やっぱり、どんどん時代は変わっていっていますし、それに、即応した、そういう改革っていうのも、やっぱり霧島市でも必要なんじゃないでしょうか。

○委員（川窪幸治君）

ということは今、私たちが今聞いているこのお話があるんですけども、この中で、霧島市の議員から、何か相談があったわけでもなく、要はその職員の方から、要は、何か相談があったわけでも、今のところはないという認識の中で、職員の方々へのアンケートを実施してほしいということだと思いますか。

○陳情者（中川一江君）

はい、そうです。よろしく願いいたします。

○委員（仮屋国治君）

そもそもからお尋ねをしますけれども、政党機関紙というのが、全国で何誌ぐらいあって、ここで言われる政党機関紙というのは、どのような政党機関紙を指していらっしゃるのか、お知らせください。

○説明者（鴨野元一君）

私も全て把握しているわけでありません。主な大きな政党の機関誌ぐらいであります。自由民主党のもの、公明党のもの。そして共産党。大手の機関紙ぐらいでございます。

○委員（仮屋国治君）

今おっしゃった、政党機関紙を全て対象にされていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○説明者（鴨野元一君）

調査においては、全ての機関誌の購読においての職員の皆様の率直なお気持ちの調査できれば、本当にうれしい限りです。

○委員（仮屋国治君）

先ほどから委員とのやりとりも聞いておまして、やはりいま一つ腑に落ちないのは、一介の主婦、一介の市民とおっしゃるんだけれども、どうしても皆さんが、政治とはいいません、何らかの団体に入っていらっしゃるのではないかとこのころは感じるんですよ。全国的なこういう資料もお持ちだろうし、そういう考え方に基づいて今度の陳情が出されたのではないかとこのような気がするんですけども、政党間のせめぎ合いを聞いているようで、そういうことをこの場ではしてほしくないなという思いがあるんですけども、もう一度お尋ねしますけれども、何らかの団体に所属はされていらっしゃるんですか。

○陳情者（中川一江君）

すいません、その質問っていうのは、この陳情の内容に、どれだけ関係があるんでしょうか。

○委員長（今吉直樹君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時39分」

「再開 午前10時40分」

それでは、再開いたします。

○説明者（鴨野元一君）

今回の陳情は、どの機関紙云々という、そういう陳情ではなくて、全ての機関誌において、庁舎内で、本当に皆さんが快く気持ちよく、何の心理的な圧力も感じずに、購読をされているのか、またその購読の内容が、その調査の規則にのっとった、そういうものできちっと行われているのかという陳情でございます。

○委員（阿多己清君）

確認をさせてください。県内は19市あるんですが、これらの陳情というのは、ほかの市にも、また、近場には、伊佐市もありますし、湧水町もありますし、そういう状況。提出されているのか、そこらの状況も教えていただければありがたいです。

○説明者（鴨野元一君）

私が以前行った、陳情においては全ての地方自治体に陳情を行いました。その中から、何人かの先生から直接お電話をいただいたり、お話を伺った次第です。

○委員（阿多己清君）

ほかの市にはこういう陳情は出されていないということで理解してよろしいんですか。霧島市だけなんですか。今回は。

○説明者（鴨野元一君）

今回は準備とか、いろいろありましたので、県内におきましては、12の自治体に、この陳情書、出してあります。私は湧水町に住んでおりますので、地元の有志、私の知人、友人、つくった会で、お願いして、提出しているところもあります。

○委員（鈴木てるみ君）

私も公明党に所属しております。政党機関紙もありまして、やはりそういう機関紙を読んでいただくことが市民の皆様にとっては、政治を身近に感じてもらうとても有効なツールだなというふうに思っているところです。それで市役所内に配達を希望される場合は、帯をつけて誰宛てということで守衛室に配達してもらうようにしているところなんです、そういうふうに執務室に、許可で入らないように、勝手に配達をしないようにとかそういうルールを踏まえて、配達する分には全然問題がないんですよね。

○説明者（鴨野元一君）

規則にのっとった勧誘、配達、集金であれば、何の問題もありません。

○委員（鈴木てるみ君）

今回の陳情の目的の一つで、調査をしてほしいという内容なんですけれども、やはりパワハラっていうのは、されたほうがどう感じるかでパワハラが成立するわけですよ。したほうはそういうつもりじゃなくても、受けたほうがこれはパワハラを感じるというときにやはりパワハラが成立するということで、そういうことがないかどうかというのを調査して、もしそれが見られたときには、改善してほしいという願いを込めた陳情であると理解してよろしいでしょうか。

○陳情者（中川一江君）

はい、そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。説明者の方は、ありがとうございます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」



「再開 午前10時45分」

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第10号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について、本市の現状を把握するため、執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

陳情第10号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について、庁舎管理の現状及び政党機関紙の勧誘状況について、総務課長が御説明いたします。

○総務課長（野崎勇一君）

陳情第10号「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」について、庁舎管理の現状及び政党機関紙の勧誘状況についてご説明いたします。「霧島市庁舎等管理規則」第9条第1項第2号において、「物品の宣伝販売、保険の勧誘、寄附金の募集その他これらに類する行為をすること。」は、あらかじめ管理者の許可を必要とする行為と規定されています。このことから、庁舎内における政党機関紙購読の勧誘行為も、これに類する行為と考えられますが、令和2年度以降、庁舎等内における届出書の中には、政党名での申請は確認できませんでした。今回、陳情審査に先立ち管理職である課長級以上の職員を対象にアンケート調査を行い、79人から回答がありました。この結果で、「政党機関紙の勧誘を受けたことがある」と67人(84.8%)が回答しており、そのうち59人(88.1%)が「勤務中に勧誘を受けた」と回答しています。購読している又は購読していたと回答した63人のうち「執務室内自席へ配達」が11人、「窓口カウンターに配達」が49人でした。また、支払いについてもほとんどが「執務室内」「窓口カウンター」でした。このことから、勤務中の庁舎内で勧誘や配達・集金が行われていることが推測されます。政党機関紙を購読することは各人の自由であり、制限できるものではありません。しかしながら、庁舎内での勧誘・配達・集金は、職員の政治的中立性に疑念を生じさせる恐れがあることから、今後、政党機関紙の勧誘行為等については、議会の審議結果を踏まえながら、「霧島市庁舎等管理規則」に則り、適切な対応に努めてまいります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

パワハラに関するアンケート項目はなかったんですか。

○総務課長（野崎勇一君）

今回のアンケート調査の中に、勧誘を受けたときに、購読しなければならないような圧力を感じたことがあるかというような設問が設定を致しました。

○委員（仮屋国治君）

結果を知らせていただけますか。

○総務課長（野崎勇一君）

アンケートの結果といたしましては、ほぼ同数であるなしの選択肢、でございましたので、あるが37ないが30というような結果ではございましたけれども、その他の項目欄も設けておまして、その中で、圧力を感じるほどではないものの、購読を進められると、断りづらいというような、記載も多数ございましたので、ある・なし、いずれにもそのような判断が伴う結果が含まれているものというふうには考えているところでございます。

○委員（植山太介君）

今この口述を見させていただいているんですけどこの審査結果を踏まえながらと記載はしてあるんですけども、適切な対応に努めてまいりますと書いてありますけども、この具体的な適切な対応というのはどのようなことを検討されているんでしょうか。

○総務課長（野崎勇一君）

口述書の中にも申し上げておりますけれども、庁舎等内で営業活動等をするに当たりましては申

請、また許可を受けながら、そのような活動をしていただくということが必要になってくるかと思っております。この政党機関紙に限らず、ほかのこういった営業活動等をされる方々につきましても、申請等を行いながら活動されていらっしゃる団体等もございますので、しっかりと、手続というものにつきましては、政党機関紙に限らず、適切な対応が必要なものというふうには考えているところでございます。

○委員（植山太介君）

今の説明でいくと、そこを今、実際あるこの規定をより一層厳密に強化していく、しっかり規定に沿って対処をしていくという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（野崎勇一君）

規定の運用につきましては、今委員から御指摘ありましたとおり、しっかりと運用をしていく必要があるものと認識をしております。また今回の陳情におきましては、この中で、職員が、庁舎内で、政党機関紙というものを購読したり、勧誘を受けたりというような部分、また金銭の授受というようなところの部分について公平、中立性に、少し市民に対して議員、疑念を抱かせる場面が生じるのではないかというような、部分を御指摘いただいておりますので、そういった部分についてもしっかりと配慮していく必要があるものというふうには考えています。

○委員（前川原正人君）

二、三お聞きしておきたいと思うんですが、やはり、政党機関紙を特に問題視して、この陳情者もおっしゃったわけですがけれども、私自身は、職員の皆さんが、どこの新聞を読むか、どこの政党機関紙を読もうか、それは思想信条の自由であって、それはもう何ら制限されるべきものではないというふうに認識をしているんですけど、そのような認識でよろしいですか。

○総務課長（野崎勇一君）

先ほどの口述にも、ありますとおり、政党機関紙を購読することそのものにつきましては、各人の自由ということでございますので、それを、市民からの疑念を抱かせるような場面を持って対応することが不適切といいますか、憂慮されるというような意味合いでの陳情だったというふうには理解しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

一つは、先ほども陳情者にも申し上げたんですけど、日本の政治は政党政治なわけで、選挙によって、たくさんの議席をとった国会議員の政党が政治を担っていくという、一つのそういう流れがあるわけです。連立というのも当然ありますけれど、そういう中で、与党、野党問わず、政策的な部分では、そういう点では、いろんな政党の考え方、いろんな政党の政策の在り方、そういうのを、職員の皆さん方も仕事に生かすという点では、日々研さんをされていらっしゃると思うんです。政党機関紙だけではなくて、身近な南日本新聞だったり、産経新聞だったり、読売新聞だったり、様々な新聞をお読みになって、国の動向、政治の流れを見極めながら、自分たちの仕事に生かすという政策的にも生かしていけるという、そういう、職員さんも結構いらっしゃると思うんです。ですから、中立性という点でいけば、それは、疑念があってはならないですけど、市民から見て疑念が発生するようなことではいかんですけど、やはり中立性という点では、公平性という点では、職員が市民に対して中立公正であって、地方公務員法にもありますように、一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であると。それを裏づけるように、入庁の際には、日本国憲法を宣言して、職員になられているわけです。それが、憲法第12条だったり、14条だったり、19条だったり、法の下での平等、思想信条の自由、良心の自由、様々、最高法規で憲法で規定をされているわけですが、そのような観点から見たときに、やはり政党機関紙が云々ではなくて、やはりそういう点では、大いに研さんを進めていただければというふうな私たちはそういう見解を持っています。おまけに、私たちは、日本共産党の議員を長くやらせていただいておりますけれど、毎週、これまで、霧島民報という形で、議会の報告を載せて、そして、議会でどういった議論があったか、そして、日本共産党としてはどういった考えを持っているのかということ、広く市民の皆さんにも、お知らせができる

ように努力しているところですが、そういうのも、やはり一つの、研さんという点では、御意見を、私たちもお聞かせいただければということで、お願いをすることもあるのも事実です。ですから、画一的にできないのが、難しさあるんですけれど、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○委員長（今吉直樹君）

前川原委員、少し簡潔に今後はお願いします。

○総務部長（小倉正実君）

政党機関紙につきましては、先ほどから説明していきましても、個人との契約ということで、それを市として制限するものではないというふうに考えております。また、職員については、いろんな情報収集に努めた上で、市の政策としてどうあるべきかということ等も伝えていっているところでありまして、それについては、いろんな各政党がどのようなことを考えているか。あとそれをもって国のほうがどのような施策等を展開していくかという情報収集については努めるべきだというふうに考えております。ただ、あくまでも先ほど野崎課長のほうが説明しましたとおり、政党機関紙を庁舎内で受渡し等すること等についても、市民から見た場合に、一部の政党に限った機関紙を購読しているというふうな政治的中立性ということで考えた場合に、疑念を抱かれる可能性があるかなということ等を考えますと、そういう場面を設定することを容認すること自体が問題があるのではないかと考えているところがございます。それはあくまでもその個人が購読しそれを、例えば家で、購読しているものを、職場の業務等の材料として、職場に持ってくる等については特に問題ないとは思っていますけれども、ただ、その場面を見た市民の方、あるいはそういうものを読んでいるというのを見た市民の方々あるいは、もしかしたら同じ職員であったとしても、見ている職員に対してどのようなふうにか考えるかということ等もありますので、そういうことを含めた上で全体的に考えていくべきかと思っているところがございます。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど課長のアンケート結果の説明のときに、パワハラという言葉は使われなかったと思うんですけれども、調査の結果パワハラがあると判断しているのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（野崎勇一君）

調査項目といたしましてもパワハラというような設問での設定はいたしていないところがございます。アンケートのその他自由記載欄のところでも先ほど御意見があったということで申し上げましたけれども、圧力というまではないけれども、そういった購読の申込みの依頼があれば、断りづらさはあったというような御意見でしたので、一概にそれはパワハラというものには当たらないというふうに考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど陳情者の方に言ったんですが、パワハラは受けた側がパワハラだと感じたらパワハラになるということで、今回その調査結果を見て、直ちにパワハラがあったかどうかというのは、まだちょっと分析もされてないところだと思うんですけれども、民間企業であったとしたら、従業員がパワハラを抱えて働いていて、それを放置していれば、ブラック企業になります。しっかりと声を聞いていただいて、もしパワハラがあったとすれば改善に努めていただきたいと思いますがどう考えられますか。

○総務課長（野崎勇一君）

今回のアンケート調査を踏まえましてパワハラととらえられるような、また職員からの申出等がございましたら、しっかりと対応には努めてまいりたいと考えているところがございますけれども、セクハラとパワハラの違いというのはセクハラ等につきましてはもう感じた側の思いというのが必然的にセクハラに該当するんですけれども、パワハラにつきましては、日常的な指導助言の業務内でいいますと、範疇に含まれるものとかもございまして相手が必ずしも圧を感じたということをもってだけでパワハラというふうなものには当たらないというようなところもございまして、そ

ういったもの等もしっかりと、パワハラというようなものの基準というものをしっかりと捉えながら、適切に対応していったらというふうには考えています。

○委員（竹下智行君）

陳情者からはアンケート調査を実施してほしいということの陳情だったかと思うんですけど、市のほうで既に、アンケート調査をとったところだと思うんですが、陳情者の方々が項目に入れようとしていたことについて、今回のアンケート調査では、大体網羅できたというふうに思っ  
てらっしゃいますか。そこについては、見解をお聞かせください。

○総務課長（野崎勇一君）

今回の陳情項目にございます3項目の内容については、大まかな、点といたしましては網羅でき  
ているのではないかとこのふうには考えているところです。

○委員（川窪幸治君）

確認なんですけども、口述書の中に、令和2年度以降、庁舎内における届出の中に、政党名での  
申請は確認できませんでしたとあるんですけども、これは、令和2年度以降ということでもいいです  
か。令和3年令和4年というようなことでもいいですか。以前にもし、こういうものがあつたのかそ  
れがもし確認できれば、お示しもらえれば。

○総務課長（野崎勇一君）

現在庁舎等管理規則の中で、営業活動等をするに当たりましては届出をするということで庁舎内  
等における行為届出書というものがございますけれども、それに記載をして、承諾を受けて、活動  
等をしていただくようにしているところなんですけれども、届出書の保管というものが今、過去3  
か年遡った中で、令和2年度以降の部分しか保管がないということから、それ以前の状況につきま  
しては、確認ができていないところでございました。

○委員（川窪幸治君）

これまではちょっとなかったという認識でいいと思いますけど今、先ほども、植山委員のほうか  
らありました適切な対応に努めてまいりますと書いてあるわけなんですけど、今回こういうような  
陳情が出たことで、継続的にアンケート調査をしていくというようなことは考えられているのか、  
お示しください。

○総務課長（野崎勇一君）

現時点におきましては、継続的なアンケート調査というものについては考えていないところです。

○委員（川窪幸治君）

確認ですけれど、このような陳情が出る前だったんですかね、出てから調査をされたのか、そこ  
は少し私もあれですけど、今後は、このような陳情が何かない限りはもう調査の方法はないとい  
うことで、いいですかね。

○総務課長（野崎勇一君）

先ほどの口述書にも書いてございますけれども、今回の陳情を踏まえまして審査の前にアンケ  
ー調査を実施したということございます。今後また定期的なアンケートというものについては考  
えていないというところございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、陳情第10号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時41分」

「再 開 午前10時45分」

△議案第81号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

△議案第91号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第80号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第81号、霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び議案第91号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第80号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第81号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」及び議案第91号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案第80号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」及び議案第91号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、令和5年人事院勧告を受けて、国家公務員の期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものです。議案第81号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」も、人事院勧告や地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、本条例について、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○総務課長（野崎勇一君）

新旧対照表の1ページをご覧ください。議案第80号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、第1条関係で令和5年4月1日適用分を、第2条関係で令和6年4月1日適用分を定めています。内容は、本条例第2条第6項に規定している期末手当基礎額に乗じる率について、改正前は6月、12月とも100分の165でしたが、これを、改正後は12月のみ100分の175へ改めようとするものです。また、同項について令和6年4月1日からは、6月、12月ともに、100分の170に改めようとするものです。これは、国の指定職・俸給表の適用を受ける職員の期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げることによって、今年度は12月分に対応し、来年度からは6月、12月それぞれ均等に0.05月分ずつ割り振って引き上げようとするものです。なお、新旧対照表16ページの議案第91号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は議案第80号と同様の趣旨です。次に、新旧対照表の1ページから2ページをご覧ください。議案第81号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、人事院勧告による各種改正となります。まず、令和5年4月1日適用分は、大きく分けて期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引き上げることと、別表でお示している職員の給料月額の改定がその内容です。高卒者に係る初任給を12,000円、大卒者に係る初任給を11,000円引上げるなど、初任給を始め若年層に重点をおき、平均1.1%の改定をしています。次に、6ページをご覧ください。令和6年4月1日適用分は、期末手当及び勤勉手当の支給月数それぞれ0.05月分の引上げを、6月、12月均等に0.025月分ずつ割り振って引き上げようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第80号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第80号の件ですけれど、今回6月に支給する場合は100分の165、12月に支給する場合は100分の165を100分の175にすることなんですけれど、大体これで、その金額等についてはどのように変化しますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

議案第80号、市長等の給与等に関する部分では、今年の12月の賞与で市長、副市長、教育長の合計額で、影響額が41万1,481円です。

○委員長（今吉直樹君）

議案第81号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

これも同じく、その影響額はどのような変化をしますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

今回の人事院勧告に伴う影響額につきましては、まず企業職員と中央高校の教員を除く、人数1,020名でお答えいたします。給料といたしましては、3,704万5,000円。職員手当等で、4,241万6,000円。共済費で960万8,000円。合計で8,906万9,000円です。

○委員（前川原正人君）

いわゆる会計年度任用職員の方たちの分については、今回のこの議案第81号で反映されるんですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

会計年度任用職員の報酬等に関しては、市の職員の給与に関する条例を準用しておりますので、会計年度任用職員におきましても同様の扱いになっております。

○委員（前川原正人君）

ということは、今おっしゃった、全体で8,906万9,000円の中には、会計年度任用職員の勤勉手当については、入っていないということなんですか。正職員と非正規とっていう大きい分け方をしたときの場合に、どうなんでしょうかという問いです。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

今、委員が会計年度任用職員の勤勉手当というふうな発言があったかと思うんですが、勤勉手当のほうは、現在のところ、まだ会計年度任用職員は、期末手当のみで、今後、3月議会等で対応になってくるかと思うんですが、会計年度任用職員の期末のほうでお答えしたいと思います。会計年度任用職員のほうでいきますと、今回の人事院勧告に伴う影響額としましては、賞与及び6月支給分の改定の部分、月例影響額を含めまして、トータルで、9,014万8,270円となります。会計年度任用職員の月例給与の影響額、12月の実績で言いますと、人数で言いますと会計年度任用職員725名、603万3,221円になります。1人当たり8,694円になります。でするので人勧の影響額としますと、申し上げたのは、ひと月でするので、12か月分になる部分と、あと賞与の増の部分と、6月支給分ベースが上がっていますのでそれに伴う部分の影響を足した全体の額としまして会計年度任用職員の人勧に関わる部分の影響額としては、先ほど申し上げました9,014万8,270円となります。

○委員（阿多己清君）

今度、初任給基準がかなり、高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円引き上がるということなんですけど、実際にこの次期採用者という、高校は9号級で言えばどこが当たるのか、大卒でいけばどこが当たるのか教えてください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

行一のほうでいきますと、高校卒が、1級5号俸になります。大卒が1級25号俸です。今回の高卒の1級5号俸は、15万4,600円から1万2,000円上がりまして、16万6,600円に人勧後はなります。大卒の1級25号俸におきましては、人勧前が18万5,200円ですが、人勧後が19万6,200円。1万1000円の増となります。

○委員（阿多己清君）

このように、かなりの引上げだと思います。気になるのが、在職者の調整というところで、昨年、新採用になった方は、当然に、この額はもらえてないわけですので、今回の本俸の給与改定で、それぐらいに引き上がっているという調整をされるわけでしょうかね。在職者の調整というのは、バランスよく、その1万1,000円がみんなに渡るわけではないんでしょうけど、旧5級である程度バランスよく調整されていくんでしょうけれども、ここらの調整というのは、しっかりできているという理解でいいんでしょうか。

○総務課長（野崎勇一君）

今回の給与俸の改正に伴いまして給与表そのものが、全級、号俸、改正がなされております。その関係で格付等は変更がなされておられませんので、その分、影響額といたしましては、給与表自体の単価がそれぞれの号俸で上がっているということなので、特段の在職者調整というものを行う予定では、現在のところございません。

○委員（阿多己清君）

今回の人事院勧告で、在宅の方々の中で、職員手当があったかと思うんですけども、今回本市は、この部分は適用がないと思うんですけども、見込みがないから、外されたという理解でよろしいんでしょうか。

○委員（阿多己清君）

委員のおっしゃるとおり、国のほうはテレワーク中心の働き方をする職員に、光熱水道費等の負担軽減のため、在宅勤務手当等で月額3,000円の支給というのがありますけれども、本市のほうは、今のところ想定しておりませんので、上げておりません。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。次に、議案第91号について、質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

同じパターンですけど、議案の第91号の関係で、大体影響額はどれぐらいになりますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

今年の12月の賞与で議長、副議長、委員長、議員の合計で122万8,200円が影響となります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで、議案第80号、81号及び91号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時05分」

「再開 午前11時10分」

#### △ 議案第82号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第82号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第82号「霧島市国民健康保険税条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案第82号につきましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、令和5年7月20日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」がそれぞれ公布されました。

これに伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置が講じられることから、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、税務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○税務課長（岩元勝幸君）

議案第82号「霧島市国民健康保険税条例の一部改正について」、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の8ページをお開きください。まず、新設する第23条第3項の「国民健康保険税の減額」につきましては、出産被保険者が属する当該納税義務者に対して課税する年間の所得割額、被保険者均等割額を12分の1の額としての1月分に、産前産後の出産予定月又は出産月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定月又は出産月の3か月前から6か月間）の月数を乗じて得た所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。第1号及び第2号は基礎課税額分、第3号及び第4号は後期高齢者支援金課税額分、第5号及び第6号は介護納付金課税額分に関して、それぞれ所得割額及び被保険者均等割額について規定したものです。次に、新設する第24条の3の「出産被保険者に係る届書の提出」につきましては、産前産後期間の減額に係る記載事項や添付書類の提出等について規定したものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第82号ですけれど、これが所得割を12分の1の額に、そして被保険者の均等割も12分の1、それから後期高齢者分の支援金等の課税の所得割額も同じく12分の1ということで、介護納付金についても12分の1ということになるわけですが、この影響額は大体どれぐらいになって、見込みとしてどれぐらいの世帯数というか、被保険者で見たほうがいいんでしょうけれど、何名ぐらいを想定していらっしゃるんでしょうか。

○税務課サブリーダー（袴貴子君）

過去3年間の平均の出産者数は、70人となっておりますので、同程度想定しております。免除額については、国が1人当たりの免除額平均を2万7,000円程度としておりますので、2万7,000円に、70人を乗じた、189万円程度を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

今度はこれだけ法的にこういう措置がされると、財政的な支援っていうのは、交付税などの財源措置がやっぱり見込みがあるんですか。

○税務課サブリーダー（袴貴子君）

保険基盤安定負担金として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで、議案第82号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時35分」

「再開 午前11時36分」

△ 議案第89号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）



休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第89号、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有満孝二君）

議案第89号、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての、説明につきましては、提案理由及びこの後の課長の説明と同様の内容となりますので、私のほうの口述書の読み上げは省略をさせていただきます。詳細につきましては、引き続き、環境衛生課長が説明をいたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案集の18ページ、新旧対照表の14ページをご覧ください。国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、市町村の役割として「一般廃棄物処理の有料化」を推進すべきことが明確化されています。このようなことから、今回、一般廃棄物の排出量に応じた市民の負担の公平化及び明確化を図るため、本条例について所要の改正を行うものです。なお、条例で定めようとする「一般廃棄物処理手数料」の額は、現在の指定ごみ袋の小売価格と同額です。以上で、環境衛生課の説明を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

今、口述のほうにもありましたけれども、ごみ袋の売上げの収入が今後市に入ることになると思うんですけど、環境保全協会の今後ということについては、どのようになるのか、また協議をなされたのか、お示ください。

○環境衛生課長（末松正純君）

この前の宮内議員の質疑でもあったんですけども、これまで環境保全協会がごみ袋の製造販売をしてきまして、売上げについては、当該協会の活動費だったということでございます。その中から、実際に環境保全協会を構成しているメンバーといいますか、委員が、地区自治公民館の方々がほとんどということになっています。単人地区についてはちょっと今までの流れの中で、公民館というよりは、その保全団体の方々がメンバーで構成されているわけなんですけれども、実際には、そういう地域の方々に、環境保全の活動であるとか衛生普及であるとか、そういった目的で、お金が流れていたという構図がありました。なので、製造販売を市がするということになりますと、協会にそういうお金が入らないという構図になるわけですから、当然活動を補助するという形をとっていかねばいけないということで、令和6年度の当初予算のほうで、補助金を交付する形で、活動を維持するというようなことで今、予算を要求しているところでございます。それから、活動を維持することと、当該事務局のいわゆる保全協会の事務局活動というのを、市がやってきたという経緯がありますので、これは引き続き、市のほうで事務局を担っていくと。つまり、総会資料を作成したりであるとか、いろんなそれぞれの支部があるわけなんですけれども、その支部が活動することにおいて、行政のほうで手助けをしてきた経緯があるわけなんですけれども、そういうことも、従来どおり引き継いでやっていくと。それと、あと、お金の問題になるわけなんですけど、協会が職員を雇用して、協会の職員という形で、実際は、本庁であったり、各総合支所であったりそこに、雇われた方が、職員と同じような環境の窓口を置いて、業務をしてきた。その人件費については協会が支出をしてきたという実態があります。ここについては、今後どうしていくかっていう内部で議論をしまして、一応身分を、市の会計年度任用職員に比べ替えて、その辺の人件費についても、市が直接、負担をしていくということ。今人件費等も非常に上がってきておりますので、今後、袋の製造原価が上がっていったり、人件費が上がっていったりすると、なかなか、協会自体がそれをいってに引き受けてやっていくというのは難しくなります。またそれを維持していこうとすると今度はごみ袋の値段を上げていこうというような議論にもなってきます。そうした場合に、やはり協

会がそれを一体になってやっていくというよりは、市のほうが、責任を持ってやっていくということのほうが、正しい方向ではなかろうかということ、これを時間をかけて議論をしてきたわけでありまして、そういうことであれば、一般廃棄物処理手数料という形に、ごみ袋を置き換えて、市のほうで、製造販売もやっていくと、いろんな人件費等々についても、市のほうが引き受ける。そして、活動が停滞しないように、協会には補助をしていくというような方向でやっております。ただ、そういう補助金の金額等についてはまだ、内部で折衝中でありまして、一応方向性としては、そういうのがきちっと維持できるような方向性で対応してまいりたいということで今調整をしております。

○委員（前川原正人君）

今、課長からそれぞれ、説明があったわけですが、平成26年の資料を見てみますと、公課費等、法人税だったり、様々な経費を支払ってきた経緯があるわけですが、そういうのは全くなければ、もう当然市、市のほうが主体性を持って、ごみ袋をつくり、そして販売をするという形になるわけですが、そういうふうになりますと、大分、ある意味、節約にもなっていくような、そういう傾向がやっぱり出てくるのではないかと思います、どうなんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

おっしゃるとおり、公課費といいますかいわゆる法人税、消費税、協会が利益活動をしていただけなんで、その分の税をお支払いしているのは事実でございます。ただ、中身については、これまで答弁してきたとおり、他団体のことなのでということで、明確な金額については回答を差し控えてきたわけですが、今回、そういった経費について、市が直接ごみ処理手数料、いわゆる一般廃棄物処理手数料ということでやることによって、消費税を支払うこともなくなりますし、当然、法人税という支出も消えていくということで、委員がおっしゃるとおりそこは経費の節減ができます。しかしながら、実際は、人件費が相当上がっておりまして、会計年度任用職員として市が雇用するということであると、いわゆるボーナスのほうも上がっていくとか、いろんなものがあります。袋の製造原価自体も、今、相当上がってしまっていて、業者からの見積りをとって見ますと、1枚当たりの単価が非常に上がっています。で、その内容についても今まで、他団体のことなのでということで、回答してきてないんですけれど、これから市がやっていくことになれば、その時点で皆様方には、ちゃんと審査をしていただいてということになるわけなんですけれど、ちょっと1例だけ申し上げますと、例えば、袋の枚数が、年間、直近で790万枚売れています。これは可燃の大小、資源の大小、それから不燃の大小というふうに種類がそれぞれあって、それぞれに単価が設定されてそれぞれ製造原価があつてということになります。例えば、790万枚ということは、1円製造原価があると、利益が790万円減るわけなんです。最近の見積りですと、1年間で、これが1円とか2円とかっていうふうになってきています。ということでもう物すごい勢いで利益が減ってきているような状況です。ですので、ちょっと話が長くなりましたが、そういう経費節減のために市が直でやるということにして、消費税とか法人税を払わない構図には変えていくんですけども、正直申し上げますと、人件費の高騰と、物価の高騰で、その部分を吸収し切れしきだけの利益を上げるような形にはなっていないということをちょっと申し上げておきたいと思っております。したがって、袋の値段を下げるとかいうような形には、ちょっと今のところ、難しいのかなと考えています。

○委員（前川原正人君）

念のためお聞きしておきたいんですけれど、諸事情があるというのもよく分かりました。一つはいわゆる、電気式生ごみ処理機とか、これまで環境保全協会が、市民に対してサービスということで、補助金を支出していただいたり、そして、ごみステーションへの補助金だったりとか、様々、やっていただいた経緯がありますけれど、この辺については全く、環境保全協会がやっていただくということで、全く変わらないという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

電気式の生ごみ処理機についてはその補助は、市のほうから個別にそういう補助を協会のほうに

して、協会が、市民相手にやっていたということなので、それについては変わらない。それから、ごみステーションの補助というのは、行政が直接ステーション補助をしています。それが行き届かない場合とかに、保全協会のほうでお金を出して、別途を補助するということを、各支部ごとにやったりやらなかったりというのがあります。先ほど言いましたように、保全協会のそういった活動が停滞しないような金額というのを、補助していくという方向で、今財政課と詰めてやっているところでございますので、私どもとしましては、その辺の活動が停滞しないような形にしていきたいということで、今、予算を要求しているところでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで議案第89号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時50分」

「再 開 午前11時51分」

### △ 自由討議、議案処理

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第80号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第80号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第80号に対しまして、反対の立場から討論に参加します。この人事院勧告の歴史というのは、公務員のスト権を禁止し、労働基本権の制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するというのが、人事院勧告のそもそもの趣旨でございます。このような歴史背景がありまして、人事院勧告を尊重することは当然ですけれども、一般公務員の給与引上げは当然の措置だと考えております。しかし、これまで、長引く不況、新型コロナウイルス感染症などの影響がありましたけれども、物価高騰により、実際には給与は追いついていない状況があることも事実であります。一般職の公務員の賃上げが追いついておりませんが、男女格差も極めてひどいなどといった問題を解決するための努力が必要とされております。ただこの時期に、国においては、総理大臣を初めとした特別職の給与を上げることがいかなものかなどの世論もあることも事実です。特別職につきましては、給与の引上げ法案を廃案にすることが、はじめとして必要と考えます。後ほど、議案処理をされます議案第81号、今回の人事院勧告によりまして、職員の期末手当などについては、生活給でありまして、当然の措置と考えます。特別職の期末手当の引上げのうち、後ほど議案処理される、一緒に言いますけれども議案91号に関わる引上げには反対ということを申し述べさせ、申し述べさせていただきますと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま原案に反対の委員の発言がありました。次に、原案に賛成の委員の発言を許可します。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第80号について、賛成の立場を明確にして討論いたします。御承知のように、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われていることに伴って、地方公務員の給与改定等についても、その勧告等に準拠する形で行われているところです。市長等をはじめとする特別職の期末手当についても、国の指定職における支給割合を踏襲する形で、これまでも改定等が行われてきてい

ると認識しております。現に、令和2年、3年などは、引下げなどが行われておりますし、以前10年ほど全く見送られたこともございました。特別職や議会議員などの期末手当等を直接規定する法的根拠はないとの意見もいただきますけれども、その時々々の民間企業の給与水準を的確に反映した人事院勧告などに準拠して、ほとんどの自治体でも行われているところでございます。一般的に見てもこれが合理的で、説明責任が明確となる根拠であると私は考えております。これらの状況を総合的に判断しまして、今回の条例改正についても賛同できるものであり、可決すべきものであると思います。以上で討論を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わり採決します。議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第81号、霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第81号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第81号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第82号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第82号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第82号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第89号、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第89号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第91号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第91号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第10号、政党機関紙の庁舎内庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。まず、本陳情について、直ちに討論、採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

採決でいいと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま採決を行うという意見がございました。採決を行うことに御異議はありませんか。それでは本陳情について討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第10号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情に対しまして、反対の立場から討論に参加いたします。審査の中でも明らかになりましたとおり、今回の政党機関紙につきましては、購読するかしないかは本人の自由意思に基づくものだと考えております。また、日本の政治は、政党政治でありまして、日々の政治の動き職員の方たちも注視をし、関心を持って、商業新聞も含めて、日々研さんをされて、見られている状況がございます。さらに、先ほども申し上げましたとおり、どこの新聞を読むか読まないか。これは本人の意思表示であって、最高法規であります憲法19条には、思想、信条の自由が保障されておりまして、憲法で保障された政治活動の自由、そして内心の自由も何ら制限をされるものではないと思います。政治的中立という点では、職員が庁舎内の政党機関紙を含め、全ての新聞や文献を読むことも、業務に関わってくる必要なことであります。行政の中立というのは、住民に対して、公正中立の立場で行政に携わることであって、個々の職員がどのような思想や考えを持っているかは、別問題であると考えております。また、私も含めてでしたけれども、政治のせめぎ合いがあるのではないかと。これがいわゆる、旧統一教会、今の名称でいきますと、世界平和統一家庭連合、こういうところからも資料添付の中でこれまで、明らかになっておりまして、今現在、解散命令が出されているというようなことで、そしてせめぎ合いがありますかと聞くと、そういうの関係はありませんかと聞くと、陳情書とは関係ありませんと。結局はそこには口をつぐむような状態でありまして、ちょっと疑問に思うところもございます。そういう観点から見た場合に、政党機関紙を読む、読まないは勝手であって、それは確かに、職員に寄り添うことは当然なことですけれども、やはり、職員の皆さんが一人一人の判断で、購読すべきであるし、また議員は、庁舎内外で活動もするわけですので、それに制限を加えるような、そういうようなやり方というのは、やはり納得がいかないということを申し述べておきたいと思っております。

○委員長（今吉直樹君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（阿多己清君）

今回の陳情は政党機関紙をどうのこうのというところは、全く言われてなくて、各人が購読すればいいことだという主張もされましたし、執行当局からもそのような説明をいただきました。今回の陳情は、そういう勧誘の際にとか、また集金の際にとか、いうところで、庁舎内に許可無くで入ってきてされること、こういう行為を慎んでほしいということが主だろうと思います。アンケート調査の部分も言われましたけれども、総務課のほうで若干の管理職を対象にした、アンケート調査は行われておりますけれども、その中でも若干のそういう数値も、身受けられるようなので、ここらはしっかりと改善を求めるべきところがあるのかなと思います。したがって、そういう理由等から、この陳情は採択すべきだと申し上げまして討論を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第10号について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名。起立多数と認めます。したがって陳情第10号について、採択すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（今吉直樹君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案または陳情番号とその内容を御発言お願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは報告につきましては、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案5件及び陳情1件については、12月22日の本会議で表決となりますので、それぞれ、委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

#### △ 閉会中の所管事務調査

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時05分」

「再開 午後 0時06分」

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。御意見はありませんか。

○委員（竹下智行君）

もういつ災害が起こるか分からないという今の時代で、先日の一般質問でも明らかになったのが、地区防災計画のほうで、この6年間でまだ7か所しかが策定されていないという、こういう現状は、やはり市民の安心安全を考える意味でも、やはり課題があるというふうに思っています。こちらのほうをまた含めて、自主防災組織がどうあるべきかとか、計画がどうあるべきかとか、そういう広い範囲で、防災について、ぜひ勉強していければというふうに思っております。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま竹下委員より、自主防災組織及び地域防災計画の在り方についての御発言がありました。

そのようなテーマで、所管事務調査でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

日程については、閉会中1月から、2月の3月議会の開会までになります。日程につきましては、執行部と調整の上、また御提案、調整させていただきたいというふうに思います。

#### △ その他

次に、その他としまして、令和6年度行政視察について、視察先の希望調査を行いたいと思います。こちらの行政視察の希望調査は、締め切りを12月22日、最終本会議までとさせていただきたいです。また視察の時期につきましては例年5月としております。この5月という時期については、5月に実施する方向でよろしいか、お諮りします。御異議がありますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、5月に行政視察を実施するというところで進めてまいります。スケジュールにつきましては、22日に出される希望を集約しまして、視察先候補リストを3月議会冒頭で、また皆様にお示しをして、行き先の決定をしていきたいと考えています。具体的な日程案についても、3月に決定したいと考えています。

#### ○委員（仮屋国治君）

所管事務調査の日を締め切りとしてはいかがでしょうか。

#### ○委員長（今吉直樹君）

所管事務調査を実施する日まだ決まっていますが、その日までという御意見がありました、それで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは行政視察については以上で終わります。次に、語ろかいのテーマになります。今回第45回の議員と語ろかい、令和6年5月開催予定の語ろかいの委員会テーマ型のテーマです。これまで多文化共生のまちづくりというテーマや、動物と共生する社会というテーマで、個人の皆さんの募集を求めた経緯がございます。今回、総務環境常任委員会としてどのようなテーマで、募集を行うのかの意見をいただきたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時14分」

「再 開 午後 0時15分」

#### ○副委員長（今吉直樹君）

再開します。議員とろかいのテーマにつきましては、委員の皆様のこれまでの御発言や、所管事務調査、行政視察等と絡めて、また改めて御提案させていただいて、その中から決めたいと思います。その他として委員の皆様から、ほかに何かありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 0時16分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 今吉 直樹